第十四条第一項の表第百十四条の三十第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条の三十第一項第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の三十第一項第三号	生年月日	生年月日又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の三十第二項第一号の項の次に次のように加える。

第百十四条の三十第三項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる

第十四条第一項の表第百十四条の三十一第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条の三十一第一項第一号	住所	住所又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の三十二の十三第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条の三十二の十三第一項第一号及び第二号	及び	及び個人番号又は

第十四条第一項の表第百十四条の三十二の十三第三項の項の次に次のように加える。

第百十四条の三十二の十五第一項及び第三項第一号	及び	及び個人番号又は

第十四条第一項の表第百十四条の三十二の十五第四項及び第百十四条の三十二の十六の項を次のように改める。

第百十四条の三十二の十五第四項及び第百十四条の三十二の十六第一項各号列記以外の部分	連合会	存続組合
第百十四条の三十二の十六第一項第一号	及び	及び個人番号又は
第百十四条の三十二の十六第二項	連合会	存続組合

第十四条第一項の表第百十四条の三十三の二第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条の三十三の二第一項第一号	住所	住所又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の三十四第一項第一号の項を次のように改める。

第百十四条の三十四第一項第一号	組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
	住所	住所又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の三十五第一号の項を次のように改める。

第百十四条の三十五第一号	組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
	住所	住所又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の三十八、第百十四条の三十九第一項各号列記以外の部分及び第三項並びに第百十四条の四十第二項の項を次のように改める。

第百十四条の三十八並びに第百十四条の三十九第一項各号列記以外の部分及び第三項	連合会	存続組合
第百十四条の四十第一項第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の四十第二項	連合会	存続組合

第十四条第一項の表第百十四条の四十の二第一項の項を次のように改める。

第百十四条の四十の二第一項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる

第十四条第一項の表第百十四条の四十の二第四項及び第百十四条の四十一の項を次のように改める。

第百十四条の四十の二第四項	連合会	存続組合
第百十四条の四十の四第一項各号列記以外の部分	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
第百十四条の四十の四第一項第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の四十の四第三項及び第百十四条の四十一	連合会	存続組合